

令和元年度 第19回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和元年12月24日(火) 午後3時5分から3時40分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 小松哲也 | | | |
| | 委員 | 上田博久 | | | |
| | 委員 | 中本久美子 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 川本晴彦 | 次長兼任用課長 | 山添久 | |
| | 給与課長 | 川口豊長 | 主幹 | 尾田聡子 | |
| | 係長 | 毎野卓実 | 係長 | 高多孝典 | |
| 3 傍聴者 | | 1名 | | | |

四 議 題

- 議案第1号 人事委員会規則等の一部改正について(期末勤勉手当関係)
議案第2号 人事委員会規則の一部改正について(地方公務員法改正関係)
議案第3号 人事委員会規則の一部改正について(組織改正関係)
議案第4号 選考により採用する職の承認について(医療技術職)
報告第1号 鳥取県警察官採用試験(令和2年4月採用予定 警察官A(2回目))の採用候補者の決定について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から4号は公開、報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

人事委員会規則等の一部改正(期末勤勉手当関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり規則及び定めの一部を改正する。

1 改正する規則等の名称

(1) 規則

- ① 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)

(2) 定め

- ① 期末手当及び勤勉手当の運用について(昭和41年2月1日発鳥人委第12号)

2 概要

① 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

人事委員会勧告を踏まえて、勤勉手当の支給月数が引上げ(0.05月分(R2.4~:0.025月)年間1.57月分→1.62月分)となることを踏まえ、勤勉手当の成績率を改正する。

【令和元年 12 月期】

根拠	成績区分	成績率の範囲の改定方針	《参考》一般職員の場合		
			現行①	R1. 12 ②	差(②-①)
規則	特に優秀	・上限は勤勉手当の支給月数の2倍とする。 ・下限は「良好(標準)」の成績率に対する差が現行と同程度となるように設定する。	0.93 以上 1.57 以下	0.98 以上 1.67 以下	0.05 0.1
	優秀	・「良好(標準)」の成績率に対する差が現行と同程度となるように設定する。	0.855 以上 0.93 未満	0.905 以上 0.98 未満	0.05 0.05
	良好(標準)	・勤勉手当の支給月数と同様に引き上げる。 (+0.05 月)	0.77	0.82	0.05
	良好でない	・「良好(標準)」の成績率未満となるよう設定する。	0.77 未満	0.82 未満	0.05
通知	戒告	・引き上げない(改定なし)。	0.545 以下	0.545 以下	0
	減給		0.435 以下	0.435 以下	0
	停職		0.325 以下	0.325 以下	0

【令和2年度以降】

根拠	成績区分	成績率の範囲の改定方針	《参考》一般職員の場合		
			現行①	R2～ ②	差(②-①)
規則	特に優秀	・上限は勤勉手当の支給月数の2倍とする。 ・下限は「良好(標準)」の成績率に対する差が現行と同程度となるように設定する。	0.93 以上 1.57 以下	0.955 以下 1.62 以上	0.025 0.05
	優秀	・「良好(標準)」の成績率に対する差が現行と同程度となるように設定する。	0.855 以上 0.93 未満	0.88 以上 0.955 未満	0.025 0.025
	良好(標準)	・勤勉手当の支給月数と同様に引き上げる。 (+0.025 月)	0.77	0.795	0.025
	良好でない	・「良好(標準)」の成績率未満となるよう設定する。	0.77 未満	0.795 未満	0.025
通知	戒告	・引き上げない(改定なし)。	0.545 以下	0.545 以下	0
	減給		0.435 以下	0.435 以下	0
	停職		0.325 以下	0.325 以下	0

- ② 期末手当及び勤勉手当の運用について
勤勉手当の支給月数の引上げに伴う改正を行うもの。

3 施行日

- ・公布日(令和元年12月期分)
- ・令和2年4月1日(令和2年度以降分)

◇議案第2号

人事委員会規則の一部改正(地方公務員法改正関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

次のとおり規則の一部を改正する。

1 改正する規則の名称

- ① 鳥取県人事委員会議事規則(昭和26年鳥取県人事委員会規則第2号)

- ② 職員の営利企業への従事等の許可に関する規則（昭和26年鳥取県人事委員会規則第5号）
- ③ 職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）
- ④ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）
- ⑤ 人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第33号）
- ⑥ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年鳥取県人事委員会規則第2号）
- ⑦ 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年鳥取県人事委員会規則第2号）

2 概要

- ① 鳥取県人事委員会議事規則（昭和26年鳥取県人事委員会規則第2号）
 - ・平成16年の地公法改正時に改正漏れのあったものについてこのたび改正するもの。
- ② 職員の営利企業への従事等の許可に関する規則（昭和26年鳥取県人事委員会規則第5号）
 - ・地方公務員法が改正され、新たに設けられた会計年度任用職員のうち、短時間勤務（パートタイム）の職員については、営利企業への従事等の制限の対象外とされたことに伴う改正。
- ③ 職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）
 - ・地方公務員法が改正され、臨時的任用の厳格化、会計年度任用職員に関する制度が設けられたこと等に伴う改正。

（内容）

 - ・臨時的任用を行うことができる要件に「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」を追加。
 - ・会計年度任用職員等に係る条件付採用期間の規定が整備されたことに伴い、規則第13条の2を新たに追加し規定。
 - ・その他、語句の統一、法律改正に伴う引用条文の修正など。
- ④ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）
 - ・成年後見制度の改正を踏まえて、「失職」という文言を削除する等所要の規定の整備を行う。
- ⑤ 人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第33号）
 - ・一部の語句について知事部局の規則で使用している表現に合わせるもの。
- ⑥ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年鳥取県人事委員会規則第2号）
 - ・地方公務員法が改正され、引用する条文が変更となったことに伴う改正。
- ⑦ 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年鳥取県人事委員会規則第2号）
 - ・地方公務員法が改正され、引用する条文が変更となったことに伴う改正。

3 施行日

令和2年4月1日

1 ①及び④については、公布日

◇議案第3号

人事委員会規則の一部改正（組織改正関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

次のとおり規則の一部を改正する。

1 改正する規則等の名称

(1) 規則

- ① 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）

2 概要

① 管理職手当に関する規則

組織の新設に伴い、管理職手当の支給区分を定める当該規則別表第1に規定する職を一部改正する。

規則別表第1

<知事部局>

- ・本庁の淀江産業廃棄物処理施設計画審査室の室長を追加（3種）
- ・本庁の室長から淀江産業廃棄物処理施設計画審査室の室長を除外（4種）

3 施行日

令和元年12月24日

◇議案第4号

選考により採用する職の承認（医療技術職）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
診療放射線技師	2名程度	・今年度末で退職する職員（中央病院、自己都合退職）の補充のため。（+1名） ・中央病院に脳血管内治療専門医が令和元年9月に着任し、これまでに増して脳卒中等の脳血管外科治療が増加する見込みであり、今年度中に脳専門の血管造影装置（アンギオ）を導入する予定であることから、診療放射線技師を増員してこれに対応しようとするものである（+1名）。
医療ソーシャルワーカー	1名程度	・12月末で退職する職員（自己都合退職）の補充のため。（+1名）

2 採用予定日

令和2年4月1日

3 能力実証の方法

病院局において以下のとおり選考を実施。

(1) 試験内容

専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）、面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）により合格者を選考。

(2) 受験資格

ア 年齢

昭和35年4月2日以降に生まれた者

イ 資格・免許等

診療放射線技師	診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第3条に規定する診療放射線技師免許を有する者又は令和2年4月30日までに同免許を取得する見込みの者
医療ソーシャルワーカー	次のア～ウのいずれかに該当する者 ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく社会福祉士の資格を有する者又は令和2年4月30日までに同資格を取得する見込みの者 イ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく保健師免許又は看護師免許を有する者又は令和2年4月30日までに同免許を取得する見込みの者 ウ 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所における医療ソーシャルワーカーとしての実務経験が令和2年3月31日満了時点で3年以上となる見込みの者

(3) 試験実施スケジュール（予定）

- 1 2月27日（金） 募集開始
- 1 1月24日（金） 募集締切
- 2 2月 8日（土） 試験日
- 2 2月21日（金） 合格発表

4 人事委員会の判断

当該職については、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇報告第1号

鳥取県警察官採用試験（令和2年4月採用予定 警察官A（2回目））の採用候補者の決定について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

令和2年1月10日（金）午後3時から開催することとした。